

平成20年12月

各 位

新潟市水道局  
業務部財務課長

## 水道局発注工事の前払金対象工事拡大について

緊急経済対策の追加策として、下記により水道局発注工事の前払金の拡大を行います。

### 記

#### 1 前払金の役割

前払金は、資材の購入や建設労働者の募集など建設工事の着手に必要な準備費用として、受注企業からの申し出により支払われるものです。

下請が準備をする場合は、元請を通じて下請けにも支払われることとなります。

#### 2 緊急経済対策の一環として対象工事を拡大

従来、前払金支払の対象外としていた金額の低い工事や工期の短い工事にも前払金を支払うことで受注企業及び下請企業の資金の円滑化を図ります。

#### 3 変更内容

##### ① 適用工事

現 状	適用工事	配水管布設工事
	契約金額	500万円以上
	工 期	60日以上の両方を満たすこと。

改 正	適用工事	建設工事
	設計金額	250万円超
	工 期	規定撤廃

##### ② 前払金額割合

現 状	契約金額の30%以内
-----	------------

改正 契約金額の40%以内(契約金額が1億円以上のときは、  
1億円を超える額は30%以内)

#### 4 開始時期等

11月11日以降公告・指名の入札対象, 随意契約工事の全て  
(当面の間実施)

#### 5 その他

今般の建設工事に係る拡大に併せて, 前払金の対象範囲を建設工事に係る  
設計, 調査及び測量についても適用するものとします。

ただし, これに係る適用金額及び履行期間については1件500万円以上で,  
かつ履行期間が90日以上のものです。